# 平成29年8月4日開催

第2回高崎市農業委員会総会議事録

高崎市農業委員会

# ◎開 会

# 午後 1時30分 開会

- ◎開会の宣告
- ○事務局長(堀越 修) 済みません、皆さん、お集まりいただいてありがとうございます。早速、 第2回農業委員会の総会を開催したいと思います。

まず初めに、今井会長からご挨拶を頂戴いたします。よろしくお願いいたします。

○会長(今井 ) 皆さん、こんにちは。きょう来ながら、ちょっとこちら側を見ますと大分、あした、あさって高崎まつりの準備ということでちょうちんが飾られたり、テントが張られたり、高崎まつりの準備が進んでおりまして、天気のほうもまずまずと思いますので、にぎやかなお祭りになると思います。そんな中、きょうは農業委員さんにお集まりいただきまして、総会審議ということで、きょう初めてこの審議に出席した方もおられると思います。きょうの審議は、先月申請を出された案件をこの場で許可可能か否かということを決定していただく場であります。

なお、先日、おとといですか、事前協議ということで南部または北部の事前協議を行いました。 あれだけ大勢集まるといろんな意見が出てきます。人それぞれ考え方も違いますし、個性が違うよ うに、いろんな質問、答えが出ます。そういう中で、きょうは、いろいろ数多く審議、案件数があ りますけれども、基本に忠実に判断していただければと思っております。よろしくお願いいたしま す。

○事務局長 どうもありがとうございました。

続きまして、皆さんのお手元の配付物を再確認させていただきたいと思いますので、事務局のほ うからよろしくお願いします。

○事務局 それでは、本日使用する資料のほうを確認させていただきたいと思います。

まず、議案書のほうなのですけれども、平成29年8月第2回と書かれた議案書のほうになります。 先日、議案書の追加、第6号議案が追加になっておりまして、そのために次第のほうが差しかえに なっております。実際、第6号の指針についてということで、資料の追加を配らさせていただいて あります。その第6号の実際の資料のほうなのですけれども、A4で縦のもの、平成29年8月4日 で入っています、高崎市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針ということで、先日 の事前協議のときにお配りをさせていただいてあります。

続きまして、先日の事前協議のときにお配りをさせていただいたものになるのですけれども、農地法の第3条調査書、A4縦のものでホチキスでとめたものです。それから、事前調査報告のものです。こちらもA4縦でホチキスでとめたものをお手元にお配りをさせていただいてあります。

続いて、個別の審議資料になるのですけれども、本日7件個別の案件がございます。まず、3条のほうからなのですけれども、3条が3件、3条の1、3条の2、3条の3、4と3つ資料をお配りさせていただいたのですけれども、3条の1については差しかえになっております。右上のとこ

ろ、「差替え」と判こを押したものがきょう使うものになりますので、ご確認いただきたいと思います。

それから、5条のほうなのですけれども、5条、4件ございます。5条の1、5条の2、3、5条の4、5条の5、こちらのほうで5件ありますが、4件、5条の審議資料のほうお配りをさせていただいております。

以上になります。不足のほうはありませんでしょうか。

- ○全員 はい。
- ○事務局長 皆さん、よろしいでしょうか。

それでは、続きまして、先日の事前協議の際に質問も出たのですが、個別案件で班長報告について事務局で確認した結果、ちょっと訂正がございますので、竹内係長のほうから説明を申し上げます。よろしくお願いいたします。

○事務局 事務局の竹内と申します。よろしくお願いいたします。

それでは、お手元にございます事前調査報告、A4縦のものについてご用意していただければと思います。事前調査報告というものです。

事前協議の際にお配りしていますので、そちらご確認いただければと思います。事前調査報告のまずは4ページをお開きいただきたいと思います。調査報告4ページです。下にページ番号振ってありますので、そちらの4ページのほうをごらんいただきたいと思います。4ページの質問7の回答でございますが、1箱約25万円とありますが、正しくは2万5,000円。25万円を2万5,000円に訂正をお願いいたします。こちらは、回答者のほうの誤りだったということで、事務局におきまして確認させていただきましたので、正しくは2万5,000円でございます。よろしくお願いいたします。以上でございます。

○事務局長 よろしいでしょうか、そうしましたら議事の進行につきましては、会長のほうからお願いしたいと思います。

では、よろしくお願いいたします。

○会長 それでは、ただいまから第2回農業委員会総会を開催いたします。

まず初めに、委員の出席状況を報告させていただきます。本日の出席委員は全員24名であり、過 半数を超えておりますので、総会は成立いたしました。

あと、きょう議事録、録音しますので、携帯を鳴らないようにしておいてください。また、これから議事進行に入りますけれども、発言をされる際には挙手の上、議席番号がありますね、テーブル前に名前と番号があります。その番号と氏名を述べてから発言するようにお願いします。

次に、議事録署名委員の指名及び書記の任命について。議事録署名委員を指名してよいか伺います。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、2番、津久井一義委員、もう一人、23番、中島隆夫委員の2名を指名いたします。 なお、書記の任命については、事務局、千葉主事を任命いたします。

それでは、議事進行をさせていただきます。

まず初めに、議案第1号 農地法の規定による許可後の計画変更申請について。

農地法の規定による許可後の計画変更申請が、次のとおりあったので審議を求めます。

それでは、事務局、説明をお願いいたします。

# ○事務局

議案第1号 農地法の規定による許可後の計画変更申請について。

1番 当初許可の内容は農地法第5条許可、契約内容は売買、転用の目的は露天駐車場でございまして、変更の理由は所有権を取得後、土地全体を利用することがなく、今後も残った土地を利用する見込みがないためとのことでございます。変更後の契約内容は、売買により申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の計画でございます。なお、こちらは関連案件といたしまして、変更後の第5条許可申請が提出されております。議案書18ページ、議案第4号、ナンバー9が関連案件でございます。

2番 当初許可の内容につきましては、農地法第5条許可、契約内容につきましては、売買、転用目的は一般住宅でございまして、変更の理由につきましては、諸事情により計画が実行できなくなったためということでございます。変更後の契約の内容につきましては売買、転用目的は一般住宅でございまして、実家住まいをしているが、手狭なため申請地を買い受けて住宅を建築したいという申請でございます。なお、こちらの関連案件といたしまして、変更後の第5条許可申請が提出されております。議案書20ページ、21番が関連案件でございます。

3番 当初許可の内容といたしましては、農地法第5条許可、契約内容は売買、目的は池沼(稚 鯉養成池)でございまして、変更理由といたしましては、当初計画者が死亡により計画が実行でき ないためとのございます。変更後につきましては、契約内容は売買、目的は露天資材置き場でござ いまして、事業拡大に伴い、会社に近接する申請地を買い受けて資材置き場として利用したいとの ことでございます。また、関連案件といたしまして、議案書25ページ、第5条許可申請、ナンバー 42番が関連案件でございます。

以上、農地法の規定による許可後の計画変更申請につきましては、3件でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

- ○会長 事務局の説明が終わりました。それでは、これより審議に入ります。 質疑をお受けします。特にないでしょうか。
- ○全員 異議なし。
- ○会長 それでは、異議なしということで承認することにいたします。

次、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について。

農地の所有権を移転し、またはその他の権利を設定、もしくは移転しようとする農地法第3条の 規定による許可申請が次のとおりあったので、審議を求めます。

なお、ナンバー1からナンバー4については、事前調査案件でございます。

それでは、事務局、ナンバー1の説明をお願いします。

#### ○事務局

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について。

1番 契約内容は賃貸借、農業経営拡大のため申請地を借り受けて耕作したいという申請でございます。

それでは、別添、農地法第3条申請ナンバー1審議資料をごらんください。 まずは営農計画書でございます。

- ○事務局 こちらの赤判こで押された番号ナンバー1の審議資料でございます。
- ○事務局 それでは、改めまして、申請ナンバー1の資料をごらんください。営農計画書でございます。就農の動機につきましては、譲受法人は、現在、藤岡市と安中市に経営農地がありまして、藤岡市ではハウスでの野菜の水耕栽培、安中市では桑の葉のお茶をつくり6次産業化に向け事業拡大をしているところでございます。今回、社員の実家の農地を借りて以前から計画していたオリーブの栽培を開始したいとのことでございます。

次に、農業経営の構想につきましては、オリーブの実でオリーブ油、葉っぱのほうでサプリメントを加工販売する計画でございます。実のほうが最短3年かかるため、その間はオリーブの葉っぱのサプリメントの販売が中心となります。3年後には最適な品種の見きわめをし、オリーブを全面に植える計画です。

職歴及び農業経験につきましては、法人としては藤岡市と安中市で4年の経験がございます。

農業経営の概要につきましては、目標を3年後と設定いたしまして、農業従事者は当初目標と変わらず6名ということでございます。議案書のほうで従事者が10名とありますが、こちらは市外の農地も含めまして従事者の人数とのことです。

経営土地の面積内訳ですが、当初は18アールにオリーブ、72アールに野菜ということで、目標時には90アール全ての土地でオリーブの栽培となります。

1枚おめくりください。作目構成ですが、当初時はオリーブを72本植えまして、そのほかは記載どおりの野菜を植え付けます。目標時には288本のオリーブを植える予定でございます。

作付計画ですが、表のとおりでございまして、許可後に作付し、実のとれる3年以降までは年間で葉のほうを間引きしながら収穫をいたします。

出荷計画でございますが、当初時と目標時で変わるところは、通信販売をふやすところでございます。

経営資産でございますが、作物別生産額等では、オリーブにつきましては、当初時はマイナスの

金額となっておりますが、収穫が全くないので、苗代のほうの費用となります。目標時の金額につきましては、野菜のみ収穫がなくなりマイナスの金額となっております。

1枚おめくりください。経営費及び所得につきましては、農業所得が当初326万円とありまして、 野菜を含んだ金額となります。目標の36万4,000円につきましては、オリーブのみのため少なくなっておりますが、また実が育つ3年以降よりは収益が上がる予定となっております。

資金計画でございます。運転資金につきましては、自己資金で500万円とのことでございます。 次の経営開始時と目標時の資本装備につきましては、記載のとおりでございます。

1枚おめくりください。別紙につきましては、参考までにごらんください。

以上簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。

- ○会長 ナンバー1の説明が終わりました。なお、今回は第1班の調査ですので、調査班長の井田委員から報告をお願いします。
- ○13番井田委員 それでは、調査報告結果、報告をさせてもらいます。

農地法第3条許可申請審議ナンバー1について、申請人から聞き取りした調査結果について報告 いたします。

なお、当日は申請法人の代表取締役1名、取締役1名、計2名の出席でした。

質問1 オリーブの栽培は群馬県内では余り例はないと思われますが、仮にうまくいかなかった場合は、何かお考えですか。

回答 現在、私どもでおつき合いをしている企業が太田市でオリーブを何千本も植えております。 太田市では湿地帯が多いことから、水はけのよい吉井町のほうが育成には適しているとの助言を受け、今回の申請地を選定しました。また、オリーブの栽培方法についても、その企業から指導を受ける予定でいます。初めは、試験的に何種類かの苗を植えて、3年後をめどに品種を選定し、適した品種を植えていこうと考えています。

実が収穫できるまでには3年から5年くらいかかるため、それまでは葉をパウダー状に加工し、 サプリメントをつくる計画です。

質問2 サプリメントなどの加工品は、自社でつくっているのですか。

回答 はい。自社でつくっています。現在、桑の葉や機能性野菜を栽培し、サプリメントとして 加工し、販売しています。

質問3 今回の申請地で栽培するブロッコリーやレタスなどの野菜も加工する予定なのですか。 回答 いいえ。野菜は加工せず、自社での直売や地元のスーパーなどで販売する予定です。

質問4 営農計画書の経営費及び所得の欄で、粗収益の金額が当初より目標のほうがマイナスになっているのはなぜですか。

回答 当初は、18アールの土地でオリーブを試験的に植えて、そのほかの72アールの土地では野菜をつくり、ある程度の収益を上げます。3年後は吉井町に適したオリーブを全面に植える予定の

ため、野菜の収益がなくなる分、マイナスの金額となります。その後、オリーブが生育すれば、収益も上がると見込んでいます。

質問5 太田市の企業が栽培しているオリーブについては、どんな製品にしているのですか。

回答 私どもの会社で委託を受け、オリーブオイルや葉をパウダー加工しサプリメントにして販売しています。

質問 6 野菜は露地栽培とのことですが、山が深い場所に見えますが、鳥獣被害対策は何かを考えていますか。

回答 今のところは考えていません。事前の調査でこちらの地区では大丈夫だと聞いています。 以上のような質疑応答がありました。

○会長 調査班長の報告が終わりました。それでは、これより審議に入ります。

質疑をお受けします。これは、法人による新規就農ということで、桑を植えて桑の葉をサプリメントにするとか、今回はオリーブの葉でやっぱりサプリメントをつくると、そういう計画のようですけれども、なかなかオリーブもこの辺で今までそういう経験をなさっている方が余りいないと思うのでいろいろ質問が出たのですけれども。今サプリメントがはやっているのですけれども、あれですか、桑の葉だとか、オリーブの葉っぱのサプリメントは見たことがありますか。女性たちはサプリメントを始終よく飲んでいるから、ある。

- ○3番浦恩城委員 桑は見たことありますが、オリーブの葉っぱはちょっと私も記憶にないです。
- ○会長 売れているのだか売れていないのだか。売れないようなのはつくらないのだけれども。それで、オリーブがだめだったら、とりあえず野菜をつくるということなのですけれども。そういうふうに考えて判断してください。

よろしいでしょうか。

- ○全員 異議なし。
- ○会長 それでは、ナンバー1については、許可することにいたします。 続きまして、事務局、ナンバー2の説明をお願いします。

# ○事務局

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について。

議案書同じく6ページ、2番でございます。契約内容は賃貸借、養蚕農家として新規参入するに 当たり申請地を借り受けて桑園として利用したいという申請でございます。

それでは、別添資料の農地法第3条許可申請ナンバー2の審議資料をごらんください。ナンバー2の審議資料、ごらんください。

営農計画書でございます。1番、就農の動機につきましては、定年を間近に迎え、地域貢献をしたいと考えたところ、富岡製糸の世界遺産登録を機に養蚕のほうに関心を持ちまして、県主催の養蚕研修を受けまして、参入のほうを決意したとのことでございます。

将来の農業経営の構想といたしましては、当面の間は通常の養蚕飼育を実施し、行く行くは観光 桑園事業や遺伝子組み換え蚕を展開したいとのことでございます。

職歴及び農業経験についてですが、I T企業のほうで31年間勤務いたしまして、農業経験のほうは全くないということでございます。今回、ぐんま養蚕学校で基礎の知識を学びまして研修を受けたとのことでございます。今後につきましても、蚕糸技術センターで研修を受ける予定でございます。

また、農林大学校で野菜の基礎技術のほうも受講するとのことでございます。

農業経営の概要につきましては、3年間の計画となっております。家族、農業従事者でございますが、当初目標変わらず3名で行うとのことでございます。

経営土地面積につきましては、畑、宅地と、ともに変わらずとなっておりまして、宅地につきま しては、藤岡の姉のほうの土地で蚕室をつくる予定となっております。

1枚おめくりください。作目の構成でございます。桑につきましては、当初時と目標時変わらず46アールの面積を行います。蚕につきましては、当初時、15万頭、目標時、30万頭ということで予定しております。備考で3万頭が1箱となっておりますが、お蚕は1箱で数えるものということで、3万頭というふうに書かれております。

作付計画でございますが、桑の作付を来年4月に行いまして、一、二年は少量の収穫ということで、5月と9月に収穫をします。3年以降成長しましたら、5月から7月、9月から10月というふうに収穫ができる予定となっております。当面の間は桑が足らないということで、もらい桑をするとのことでございます。

出荷計画でございますが、目標時で繭のほうの取り扱い業者に出荷したいということで考えているとのことでございます。

経営試算です。作物別生産額ですけれども、繭のほう当初時は5箱、15万頭、単価が4,000円となっておりますが、粗収益で目標時10箱で30万頭で200万円の粗収益の予定になっております。

経営費及び所得でございますが、当初は農業所得が53万8,750円、目標時は137万9,000円となっております。

1枚おめくりください。資金計画でございます。運転資金としては自己資金で800万円を予定して おります。生活資金は、自己資金1,000万円。経営開始時の資本装備ですけれども、表のとおりでご ざいます。

最後のページにつきましては、参考としてつけさせてもらいましたのでごらんください。 以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。

○会長 ナンバー2の説明が終わりました。

それでは、調査班長、報告をお願いします。

○13番井田委員 それでは、報告をさせてもらいます。

農地法第3条許可申請審議ナンバー2について、申請人から聞き取りした調査結果について報告 いたします。

なお、当日は申請人本人1名の出席でした。

質問1 養蚕業は非常に大変です。今回一緒に営農されるお姉さん夫婦は、農業経験はあるのですか。

回答 ありません。私が研修をさせてもらった養蚕農家に見学に行き、勉強してもらっています。 養蚕業は確かに大変なことはわかっていますが、養蚕仲間で情報交換し、工夫しながら効率的に行 える方法を考えていきたいと思います。

質問2 現在は機械化が進んでいるかと思いますが、どのような形で作業するのですか。

回答特に機械は持っていないので、昔ながらの手作業で行う予定です。

質問3 今でも養蚕器具や機械などをつくっているところはあるのですか。

回答 私もインターネット等で探してみたのですが、繭のけば取り機などはつくっている会社は見つかりませんでした。足らない器具に関しては、養蚕仲間に声をかけて用意してもらう予定です。

質問4 蚕は病気についても気をつけなければいけません。また、桑に農薬などがつかないよう に配慮も必要です。

回答 はい。昨年は秋に雨が多く降ったため病気がはやったようです。病気に関しては、かなり気をつけなければと考えています。

質問5 蚕は年に何回される予定ですか。

回答 できれば3回と思っています。当初の繭の生産目標は250キログラムですが、最終的には500 キログラムくらいを目標としていきたいと思っています。

質問6 営農計画には販売単価4,000円とありますが、担保はされているのですか。

回答 担保はされていません。こちらの単価は補助金が半分以上を占めています。4,000円の計算は高崎市での補助金額ではないので、あくまで予定額となります。

質問7 蚕の購入金額は1箱3万頭で幾らぐらいになりますか。

回答 1箱、約2万5,000円です。

以上のような質疑応答がありました。

○会長 調査班長より報告が終わりました。それでは、これより審議に入ります。

質疑をお受けします。

事務局。

○事務局 先日の事前協議の際にご質問がありまして、先ほどの班長の報告にもありましたとおり、 桑に農薬がついて蚕がそれを食べると死んでしまうということがございました。その中で、この申 請地について、周囲が畑で農薬を使っているところはあるのかないのかという質問に対して、申請 者に確認したところ、議案書の上の2筆1,411平米、330平米につきましては、周りがもともとナス の畑と、あと普通の露地野菜の畑に囲まれたところでした。そのことを踏まえ申請人に確認したところ、周りから少し間隔をあけて、畑から間隔をとって農薬が来ないような形で桑を植えますということで検討しているみたいです。また、隣地の方にも桑を植えるということでお話は事前にはしてあるということです。また、農薬を実際周りの方が使っていて、それが桑に影響するようでしたら、こちらは桑の栽培をやめて露地野菜をしたいということで考えているということでございました。

以上でございます。

- ○会長 今回、この方も新規就農者で前はお勤めをやっていた方ですけれども、養蚕業を始めるということで今目指している話で、上毛かるたにあるように、繭と生糸は日本一なんて、昔は随分盛んにやっていたのですけれども、中国産に押されてみんな繭の価格が下がって今みんなやめてしまったのですけれども、今補助金で、この4,000円というのはあれか、これは富岡の補助金がついての4,000円かな。これは、高崎では4,000円ではないのだろうね。
- ○事務局 幾つか補助金が3つぐらいに分かれてあるみたいです。そのため合わせて一応4,000円がつけられて、今回のものは高崎ではなくて、別市のほうの計算でつけてもらっていて、高崎はもう少し金額が低いということですが、今年は少し上がる予定とも伺っているため、それを考慮して4,000円ということです。
- ○会長 皆さんのほうから質疑ございますか。
- ○全員 なし。
- ○会長 よろしいでしょうか。
- ○全員 異議なし。
- ○会長 それでは、ナンバー2については許可とします。

続きまして、ナンバー3及びナンバー4については、関連する案件でございますので、一括して 審議させていただきます。

それでは、事務局、ナンバー3とナンバー4、説明をお願いします。

# ○事務局

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について。

議案書は6ページでございます。6ページの3番からでございます。

3番 契約内容は贈与、新規就農すべく申請地を祖父より譲り受けて耕作したいという申請でございます。なお、同じ譲受人から別の土地の3条許可申請が提出されておりまして、次の4番、関連案件とさせていただいております。

続きまして、4番、契約内容は使用貸借、新規就農すべく申請地を祖父より借り受けて耕作したいという申請でございます。こちらは、先ほどの3番の関連案件となります。また、別紙で配布させていただきました農地法第3条調査書の3ページのとおり、こちら農地法第3条第2項各号には

該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられることを報告いたします。

それでは、別添の農地法第3条許可申請ナンバー3、4、審議資料をご覧ください。本件はイチ ゴ栽培による新規就農の案件でございます。

まず、就農の動機でございますが、幼少期に農業経営をする祖父の姿から影響を受け、高校生のときに将来自分で農業経営をしたいと思ったためとのことでございます。

続きまして、将来の農業経営の構想でございますが、直売所でのイチゴ販売やイチゴ狩り体験などができる観光農園を目指していきたいとのことでございます。

続きまして、職歴及び農業経験でございますが、群馬県立農林大学校の野菜コースで2年間学んだ後、市内のイチゴ農園で2年間の研修を修了したとのことでございます。

農業経営の概要につきましては、目標年次は5年後と設定しまして、当面は経営の安定化を目指したいとのことでございます。農業従事者につきましては、基本的には申請者本人が1名で行いまして、営農計画書の記載のとおり、両親が適時手伝うとのことでございます。ちなみに、ご両親はともに農家の出身で農作業手伝い経験が有りとのことでございます。

次に、経営土地面積につきましては、当初は今回の申請での48アール、5年後の目標面積も当初 と同じ48アールとなっておりまして、当面は今回の申請地を効率よく耕作することで面積を増やさ なくても収益の安定、向上を目指していくとのことでございます。

1枚資料をおめくりください。続きまして、作目の構成でございますが、今回の申請については、 全てイチゴの栽培を予定しているとのことでございます。

作付計画につきましては、土づくり、育苗から最終的な収穫までを考えますと年間を通して農作業が必要であるとの計画でございます。

続きまして、出荷計画につきましては、当初、目標ともに直売所での販売や市場、JAへの出荷を予定しているとのことでございます。

続きまして、経営試算になりますが、当初は今回の申請の48アールで総生産量は3,500キログラム、 単価は1キロ当たり1,200円で計算しておりまして、粗収益は630万円、5年後の目標値は同じ48ア ールで粗収益は810万円とのことでございます。

続きまして、経営費及び所得につきましては、経営費については全体で48アールで計算しておりまして、営農計画書4枚目をご覧いただければと思いますが、こちらが経営費の詳細の算出根拠の資料となっております。こちら4枚目の根拠資料につきましては、算出に当たって研修先のイチゴ農園さんに監修してもらったとのことでございます。

続いては、2枚目の資料にお戻りいただければと思いますが、当初の農業所得はこの数値から導きますと約180万円、目標時の農業所得は約280万円とのことでございます。

1枚おめくりいただきまして、3枚目の資料をご覧いただければと思います。こちらは、資金計画でございますが、運転資金は、現在自己資金として預貯金が300万円、借入金予定額が960万円と

なっております。借り入れの際の担保はないとのことでございます。

次に、生活費につきましては、先ほどの運転資金とは特に分けずに管理するとのことでございます。

続きまして、資本装備につきましては、育苗ハウス、トラクター、耕運機となっておりまして、 本件許可後に施設ハウスを借入金で設置する予定とのことでございます。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

- ○会長 事務局の説明が終わりましたので、調査班長から報告をお願いします。
- ○13番井田委員 それでは、報告をさせてもらいます。農地法第3条許可申請審議ナンバー3、4について、申請人から聞き取りした調査結果について報告いたします。

なお、当日は申請人本人1名の出席でした。

質問1 農林大学校の野菜コースではイチゴについて学ばれたのですか。

回答 在学中からイチゴの栽培に興味がありましたので、イチゴについての勉強をしてきました。 また、校内のイチゴハウスでの実習経験もあります。

質問2 イチゴの苗は既に準備しているのですか。

回答 はい。初年度は研修でお世話になったイチゴ農園から分けていただきます。ことしの12月 ごろには出荷できるように準備中で、現在差し芽という作業が終わったところです。

質問3 他の作物の栽培の予定はありますか。

回答 時間に余裕があればトマト等を栽培してみたいと思っていますが、イチゴの栽培がおろそかになってしまわないように、当面はイチゴだけに絞って栽培、研究を積み重ねていきたいです。

質問4 ご両親はどれくらい農作業を手伝ってくれる見込みですか。

回答 父は会社員で、母はパート勤めなので、基本的には一人で精いっぱい頑張ってみようと思います。両親には手があいているときに手伝ってもらえればと考えています。

質問5 施設ハウスが積雪等により損壊してしまうケースがありますので、よく気をつけてください。

回答 はい。研修先のイチゴ農園でハウスの被害を目の当たりにしているため、今回は比較的頑丈な鉄骨ハウスの設置を予定しています。

以上のような質疑応答がありました。

○会長 調査班長の報告が終わりました。それでは、これより審議に入ります。

質疑をお受けします。

この方も新規就農で22歳ということで、真面目そうな青年でした。研修先のイチゴ農園さんも本 当にいい品物をつくっていまして、品評会でもいつも上位に入っている。

イチゴ農園さんで2年間研修をしてきたということで、技術的には大分覚えてきたと思うのです

けれども。

どうぞ。

- ○16番生方委員 16番、生方です。これは、私の箕郷の柏木沢というところなのですが、私と同じぐらいの同級生が親なのです。そういう中で子供がこんなしてやると。そういうので農林大学校を出まして、そして進むと。親も賛成をした中で進んでいくように思われます。そういう中で、親も今農協へ勤めていまして、間もなく定年になる。そういう形なので、またそれなりに親も協力しながらやっていくのではないかと考えます。大分還暦の保護者というので大変だなと思うところがあるのですが、何とか頑張っていくのではないかと、そんなふうに感じます。
- ○会長 そうですか。はい、わかりました。では、近くということなので、いろいろ大変なこともあると思いますけれども、よろしく協力してやってください。お願いします。
- ○16番生方委員 はい。
- ○会長 他にございますか。
- ○全員 なし。
- ○会長 それでは、ナンバー3、ナンバー4につきましては許可することにいたします。 それでは、これより一括審議に移ります。事務局、説明をお願いします。

#### ○事務局

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について。

議案書は1枚おめくりいただきまして7ページでございます。議案書7ページ、5番からでございます。

それでは、説明に入らさせていただきます。

- 5番 契約内容は贈与、後継者として申請地を譲り受け耕作したいという同一世帯からの申請でございます。
- 6番 契約内容は売買、自宅に隣接した申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。 7番 契約内容は贈与、申請地を養父より譲り受けて引き続き耕作したいという同一世帯の申請 でございます。
- 8番 契約内容は売買、譲受人は所有農地に隣接した申請地を買い受けて一体で耕作したいという申請でございます。
- 9番 契約内容は売買、所有農地に隣接した申請地を買い受けて一体で耕作したいという申請でございます。

次、10番でございますが、10番につきましては、ちょっと変わった案件でございますので、事前に補足の説明をさせていただきたいと思います。北部地区では事前協議にちょっとご説明したのですが、南部地区の方は初めて聞かれる方もいらっしゃいますので、ご説明いたします。10番につきましては、営農型の太陽光というものでございまして、営農型の太陽光につきましては、太陽光の

パネルの下で農業を営むというものでございます。その際に、その3条のほうでは農地の上にパネルを敷きますので、地上権の設定をしなさいよという流れになっております。なので、その所有者の農地に対してパネルを設置する業者が地上権の設定の許可を得なさいというものが今回の申請でございます。また、今回10番につきましては、こちらが一時転用の許可になりまして、3年間が最大の許可になります。3年たちますと、もう一度再度の許可の更新が必要になりますので、こちらの10番につきましては、1回目の更新の許可という形でございます。

それでは、10番の説明に入らさせていただきます。

10番 契約内容は地上権、支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置のために地上権を設定したいという申請でございます。こちらは、支柱の部分の柱の部分の一時転用がまた必要となりますので、こちらの転用が議案書16ページ、5条の許可になりまして、こちらのナンバー5が関連案件でございまして、そちらのほうで詳細な説明をさせていただければと思います。

11番 契約内容は贈与、申請地を伯母より譲り受けて耕作したいという申請でございます。

以上、農地法第3条の規定による許可申請一括案件につきましては、7件でございます。また、この7件につきましては、別添にございます農地法第3条調査書のとおり、農地法第3条第2項各号に該当しない、もしくはそのただし書きに該当するため、許可要件の全てを満たしていることをご報告させていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長 ただいまナンバー5からナンバー11ですね、一括して説明をしていただきました。それでは、 これより審議に入ります。

質疑をお受けします。

よろしいでしょうか。

- ○全員 異議なし。
- ○会長 それでは、許可することにいたします。

続きまして、議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について。

農地を農地以外のものにするため、農地法第4条第1項の規定による許可申請が、次のとおりあったので審議を求めます。

それでは、事務局、説明をお願いいたします。

#### ○事務局

議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について。

- 1番 通路用地として利用している申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正したいとの通路用地の申請でございます。
- 2番 定年退職を機に農業後継者として地元に戻りたく申請地に住宅を建築したいという一般住 宅の申請でございます。
  - 3番 申請地に農地法上の許可を得ずに植林してしまったため是正したいという植林用地の申請

でございます。

以上、農地法第4条の規定による許可申請につきましては3件でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

- ○会長 それでは、事務局の説明が終わりました。それでは、これより審議に入ります。 質疑をお受けします。
- ○全員 なし。
- ○会長 異議がなければ、許可相当としてよいか伺います。
- ○全員 異議なし。
- ○会長 それでは、許可相当とすることにいたします。

では、次に移ります。議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について。

農地を農地以外のものにするため、その農地につき所有権を移転し、またはその他の権利を設定、 もしくは移転しようとする農地法第5条第1項の規定による許可申請が、次のとおりあったので審 議を求めます。

なお、ナンバー1からナンバー5については、事前調査案件でございます。

それでは、事務局、ナンバー1の説明をお願いします。

#### ○事務局

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について。

1番 契約内容は売買、申請地を買い受けて地域密着型特別養護老人ホームを建築したいという 福祉施設の申請でございます。なお、こちらは転用済みの田1,783平米と一体利用でございます。譲 受人は、平成17年10月に設立されました法人でございまして、倉渕町にて特別養護老人ホーム、デ イサービス事業等を経営しております。

それでは、別添農地法第5条許可申請ナンバー1審議資料をご覧ください。

それでは、1枚目の表紙をご覧ください。位置図でございます。中央の赤い丸で囲まれた場所が 申請地でございまして、高崎市立長野小学校より南東へおよそ700メートルの場所でございます。

1 枚おめくりください。案内図でございます。こちらも資料の赤線で囲まれた場所が申請地となっておりまして、周囲は農地と住宅、雑種地が混在する地域でございまして、第2種農地に該当すると考えられます。

1枚おめくりください。公図の写しでございます。赤線で囲まれた田1筆1,640平米が今回の申請地でございます。申請地周辺は、北側は農地、東側は水路及び公道、西側は水路、こちらは用悪水路となっております。また、南側は公図上の筆は田となっておりますが、こちらは転用済みで現在は露天駐車場となっておりまして、今回の申請地と一体利用の計画となっております。

1 枚おめくりください。土地利用計画図でございます。今回の特別養護老人ホームの建物は、鉄 骨造の3 階建て、1,084平米の建物を建築いたしまして、地域密着型特別養護老人ホームとして利用 する計画でございます。申請地の建物、建築部分には全体に約30センチの盛り土を行います。なお、 駐車場につきましては、申請地の南側にございます転用済みの露天駐車場をそのまま利用する予定 です。雑排水につきましては、浄化槽を経由いたしまして申請地の西側の水路へ放流する計画でご ざいます。また、雨水につきましては、敷地内浸透となっております。

1 枚おめくりいただきまして、次の5 枚目から7 枚目が建物の平面図となっております。1 階、2 階を合わせますと、個室が40室ございまして、特別養護老人ホームの定員は29名、短期入所施設、ショートステイの定員は11名でございます。

1枚おめくりください。最後のページは、建物の立面図となっております。こちらは、参考にご覧ください。

なお、今後の予定でございますが、農地法の許可を得ましたら9月より工事着手いたしまして、 翌年2月に工事完了する予定となっております。翌年4月事業開始を目標としております。

以上、簡単ではございますが、説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

- ○会長 事務局の説明が終わりましたので、調査班長から報告をお願いします。
- ○13番井田委員 それでは、報告させてもらいます。農地法第5条許可申請審議ナンバー1について、 申請人から聞き取りした調査結果について報告いたします。

なお、当日は譲受法人の担当者2名と代理人の計3名の出席でした。

質問1 施設全体での定員は何名になるのですか。また、昼間はデイサービスを行う予定ですか。 回答 施設全体での定員は40名になります。また、デイサービス事業は行いません。

質問2 申請地には農地が隣接しており、照明を設置すると周辺農地に影響があると考えますが、 照明を設置する予定はありますか。

回答 現在も申請地の近くで診療所、介護施設を経営していますが、田植えから稲の刈り入れまでの期間は日没が遅く、夜間照明を使用しなくても大丈夫な状態です。ただし、その点に関しては十分配慮していきたいと思います。

(事務局による確認) 基本的には夜間の人の出入りはありませんので、照明の設置は行いません とのことです。

質問3 今回の申請地と一体利用の計画となっている駐車場は、特別養護老人ホーム専用の駐車場となってしまい、今までそちらの駐車場を利用していた方の駐車場がなくなってしまいますが、別の場所で新しい駐車場を借りる予定はあるのですか。

回答 申請地東側の農地を新たな駐車場として利用する予定です。そちらの農地は青地でしたので除外申請をしまして、7月に除外が認められたため今後農転の申請を行う予定です。

以上のような質疑応答がありました。

○会長 調査班長の報告が終わりました。それでは、これより審議に入ります。 質疑をお受けします。 よろしいでしょうか。

- ○全員 異議なし。
- ○会長 それでは、ナンバー1については許可相当とすることにいたします。

次に、ナンバー2及びナンバー3については、関連する案件でございますので、一括して審議させていただきます。

それでは、事務局、説明をお願いします。

#### ○事務局

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について。

議案書は、13ページ、14ページの2番、それから15ページの3番になります。2番と3番、申請 自体分かれているのですけれども、こちら同じ太陽光発電設備の一つの計画になるのですけれども、 2番については契約の内容が売買、所有権移転を伴ったものなのですけれども、3番につきまして は賃貸借ということで土地を貸すという形での申請になりますので、2番と3番ということで申請 のほうが分かれております。

それでは、議案のほうを説明をさせていただきたいと思います。

2番 契約内容につきましては売買、申請の理由につきましては太陽光発電に適した申請地を買い受けて売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。なお、一体利用地のほうがございまして、次の3番の畑7,203平米、それから雑種地277平米、原野1,601平米、山林327平米と一体利用でございまして、全体の計画面積は3万2,625平米になります。

1枚おめくりいただきまして、15ページの3番のほうでございます。

3番 契約内容につきましては賃貸借でございます。申請の理由以降につきましては、2番と同様でございますので、省略させていただきます。

それでは、審議資料のほうをご覧いただきたいのですけれども、審議資料、右上に農地法第5条申請ナンバー2、3審議資料と書かれたものでございます。広げるとA3のものになります。

1枚目は位置図でございます。位置図、ちょっと下のほう赤く囲われた部分、現地と書かれたところがこちら申請地になります。場所につきましては、吉井地区の一番西側になりまして、西ちょっと太い線入っているのですけれども、こちらが甘楽町との境界線になりまして、甘楽町にすぐ近いところになります。南側は鏑川が流れておりまして、河川に沿ったところになります。

2枚、おめくりいただきたいと思います。2枚おめくり、案内図になります。現地の下のところ、赤く囲われたところ、こちらのほうが申請地でございます。先ほど申し上げましたとおり、南側は鏑川に面しておりまして、北側については1段下がったところになりまして、斜面を背負ったような場所になります。周囲の農地なのですけれども、東側に農地のほうがありまして、北側に斜面との間なのですけれども、こちらのほうに何筆かあるような形になります。そういったことから、こちらのほう2種農地に該当するものと思われます。また、周囲の民家なのですけれども、東側に1

軒ありまして、あとは上がったところ北側に集落があるような状態になりまして、集落からは少し 離れたような場所になります。

済みません、1枚お戻りください。1枚戻っていただきまして、こちらが公図になるのですけれども、申請地は、ほとんど畑になるのですけれども、現地は実際には耕作されているところがほとんどなくて、荒廃農地というような場所になります。実際、周囲で耕作されている、先ほど申し上げたとおり、西側と、あと東側と北側の何筆かになります。あとは、ほとんど耕作されていないようなところで、昔の桑が伸びていたりですとか、自生した、荒廃農地のような状態になっているものです。

それでは、2枚おめくりください。右上に土地利用計画図(パネル配置図)と書いてあるものになります。青い四角のところがパネルになるのですけれども、パネルの枚数は6,286枚で発電出力が1,980キロワットで高圧の発電施設という計画になっております。パネルの下は、クローバーのほうを植えまして、クローバーを繁茂させて雑草対策とする計画になっております。また、雨水については、下はクローバーを生やしておくということなのですけれども、雨水自体地下浸透になっておりまして、飲めなかった分については、鏑川のほうに向かって傾斜のほうが少しついておりまして、図面上の青く塗られた部分が調整池になっていまして、こちらのほうに流れるような傾斜になっております。調整池のほうが、いずれも深さ20センチか30センチぐらいです。南側のほうに30センチほどの堤防をつけて、そちらのほうで水を食いとめるような形のものになりまして、調整池についても地下浸透というような形になっております。

図面の中でピンクに塗られたところがあるのですけれども、こちらが現在の道路になりまして、ピンクの部分については払い下げをして用途の廃止をいたします。そのかわり、緑色の部分を新たに道路のほうを設置しまして、こちら公衆用道路ということで西側の奥のほうの農地の所有者のところにもちょっと乗っけるような形で道路を設置する計画になっております。また、パネル周囲については、フェンスで囲みまして人とか動物が入れないような状態に、そういう計画になっております。

1 枚おめくりください。こちらの土地利用計画図なのですけれども、先ほど説明したとおりになりますので、こちらは省略させていただきます。

もう一枚おめくりいただきまして、右上に⑦一3と書かれた土地利用計画図をご覧いただきたいと思います。赤い部分が盛り土の部分、黄色い部分が切り土の部分になるのですけれども、申請地は全体的に大きく起伏のはありませんので、切り土、盛り土をするような部分はないかと思われます。また、外から土を入れたり、土を外に出したりということもないということを聞いております。次からは、切り土、盛り土の切断図になるのですけれども、こちらは参考にご覧いただきたいと思います。

最後のページなのですけれども、最後、A4の半分のものがついていると思うのですけれども、

パネルの立面図になるのですけれども、パネルの支柱はスクリュー式で地面に埋め込むような形で 計画をしているとのことです。また、パネルの高さ、低いところで90センチ、高いところで164セン チとなっております。

以上、簡単ではございますけれども、説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い いたします。

- ○会長 事務局よりナンバー2、ナンバー3の説明が終わりました。
  - それでは、調査班長、報告をお願いします。
- ○13番井田委員 それでは、報告をさせてもらいます。農地法第5条許可申請審議ナンバー2及びナンバー3について申請人から聞き取りした調査結果について報告いたします。

なお、当日は譲受法人の代表者1名の出席でした。

質問1 会社は秋田県とのことですが、なぜ高崎市で太陽光発電を計画することになったのですか。秋田県のほうが太陽光発電に適した土地がたくさんありそうですが。

回答 東北では雪の関係がありますので、こちらのほうが適地と思います。既に関東で太陽光発電の計画を幾つか進めていまして、その関係でこの申請地を紹介されました。また、現地は荒れ地になっていましたので、地権者との話がまとまりやすいと思いました。

質問2 雨水などの排水については、どのように計画されていますか。

回答 排水については、基本的に敷地内浸透で計画しています。また、浸透式の調整池を2カ所設置する計画です。容量は計算して十分とってあります。万一調整池からのオーバーフロー分があった場合は県とも協議しまして、南側がすぐ河川区域なので流末に自然放流でよいとのことになりました。

質問3 パネルの下はクローバーを植えるとのことですが、クローバーが繁茂したとしても、年 月がたつと調整池が流れた土などで埋まってくるのではないですか。

回答 その対策として申請地全体に20メートル間隔で堤を設置し、土砂が流れないように設計しています。

質問4 北側の斜面は竹林になっていましたが、竹を撤去すると崩れやすくなると思いますが、 どのように対策されますか。

回答 竹を撤去した後は、斜面を2割勾配にしまして崩れないように芝を張る予定です。

質問 5 高崎市内では太陽光発電の造成中の土砂災害が発生することがあります。そのようなことがないようにお願いします。

回答 造成の工程としては、最初に調整池を造成する計画です。私の会社では造成工事は何度も やっております。そのようなことがないように気をつけます。

質問 6 申請地の周囲にはまだ耕作されている農地が残りますので、耕作への影響が出ないように配慮をいただければと思います。

回答 わかりました。耕作者や地域住民とはトラブルにならないよう気をつけて事業を行っていきたいと思います。

以上のような質疑応答がありました。

- ○会長 調査班長の報告が終わりました。それでは、これより審議に入ります。 質疑をお受けします。 どうぞ。
- ○7番寺崎委員 7番寺崎です。この譲受法人というか、会社なのですけれども、県外ということで 最近でっかいこういうソーラー発電所ができると転売する事例が結構ありますので、事務局として は確認していると思うのですけれども、その辺の回答があればお聞かせ願いたいと思います。
- ○会長 事務局、お願いします。
- ○事務局 代理人を通じて確認をしたのですけれども、こちらについては申請者のほうでやっていくということで話は聞いているのですけれども、会社自体は秋田ということになりますので、管理はこちらの施工会社のほうで管理していくということで、それ以外にまた現地の人にお願いして管理を行っていくとのことです。
- ○7番寺崎委員 はい、わかりました。
- ○会長 よろしいでしょうか。
- ○7番寺崎委員 はい。
- ○会長 これは、案内図を見ると意外と傾斜はなかったのかなと。この間現地調査へ行ったときに、 道歩いているとき、随分勾配があるなと思ったら、その道の際だけだった、そこだけだね。
- ○事務局 北側の道路からちょっと坂が、ゆるやかに南に傾いています。
- ○会長 下のほうが平らなのだね。それで、生徒がここを通学に使っているとのことで、事前協議で そんな話が地元の委員からあったけど。
- ○23番中島委員 ちょっとよろしいですか。
- ○会長 はい。
- ○23番中島委員 23番、中島ですけれども、坂口から吉井方面に向かって吉井大橋の手前に太陽光パネルを設置するという話があったのですが、その場所については一面にじかに砂利を敷いてしまって却下されたと。急遽その問題が生じて、また新規申請しなければ、そんなようなこと聞いたのですけれども。
- ○会長 わかりました。事務局、ちょっと。
- ○事務局 先ほどお話がありましたとおり、この場所は雑草管理はクローバーを植えて、そのクロー バーを密生させて雑草をやっつけるというものなのですが、大体通常はちっちゃい太陽光については、砕石を入れる形で一般的にはなるかと思うのです。草については、手で除草したり、あとは除

草剤使ってあのパネルに草が乗っからないように、発電効率が落ちないようにというのが大体通常の太陽光の案件でして、また高崎市の場合、残土条例という開発指導課が管轄している部署なのですが、残土条例というのがございまして、他から砕石を含む土を入れるとなると、そちらの許可とか届け出が必要になるのです。大規模なものにつきましては、当然必要になります500平米を超えると残土条例にひっかかる形になりますので、一部公共残土を使うと、500平米で超えても、公共残土ということで大丈夫ですよというのがあるのですが、通常は残土条例の許可を事前に1度とっていただいてとありますので、もし石を入れて問題ないというのは事前に残土条例の許可をとっておりますので、本来の話、太陽光については問題ないのかなというふうに考えているので。また、その問題になる要因とか、もし地元委員さんで何か、何で石を入れて問題になっているかというのがもしありましたら、こちらの事務局までおっしゃっていただいて、またこの問題、開発指導課のほうとその検討をしたいなということですので、今後そういったもし要望があれば、こちらのほうに報告していただければと思いますので。

- ○会長 そういうことでよろしいでしょうか。
- ○23番中島委員 はい、いいですが。
- ○会長 いいですか。
  ほかにございますか。
- ○全員 なし。
- ○会長 それでは、異議がなければ許可相当として農業委員会ネットワーク機構に意見聴取してよい か伺います。
- ○全員 異議なし。
- ○会長 それでは、許可相当として農業委員会ネットワーク機構に意見聴取することにいたします。 ちょっと事務局、農業委員会ネットワーク機構関係のちょっと説明してくれない。
- ○事務局 今、会長のほうからご説明があったとおり、通常の4条、5条転用につきましては、4へク、4万平米までにつきましては、高崎市のほうで許可ができるのです。ただし、3,000平米、農業委員会ネットワーク機構で意見聴取しなくてはいけないといいますのは3,000平米を超えて、3反を超える転用につきましては、農業委員会が単独では許可がおろせないので、県の機関であります農業委員会の上部機関であります農業委員会ネットワーク機構というのが、こちらが群馬県に設置されておりまして、そちらの意見を聞きなさいよというのがあります。そこに意見を聞いて問題ないよとなれば、許可という形になりますので、今、会長のほうから説明があったとおり、こちらの案件につきましては、約3へクということですので、高崎市の許可はできるのですが、3,000平米を超えるためにネットワーク機構の意見を伺って、それをもとに問題ないということであれば許可をしていくという形になります。

以上になります。

○会長 それでは、次へ移ります。

次、ナンバー4に入ります。

それでは、事務局、説明をお願いします。

# ○事務局

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について。

議案書は16ページでございます。16ページ、4番でございます。契約内容は賃貸借、製造業を営んでおり、事業拡大に伴う新工場の増設により駐車場が不足しているため工場に隣接する申請地を借り受けて駐車場として利用したいという露天駐車場の申請でございます。

それでは、別添の農地法第5条許可申請ナンバー4審議資料をごらんください。

1枚目は位置図でございます。箕郷東小学校より東に600メートル、図面上の赤丸の箇所が申請地でございます。

1枚おめくりいただきまして、2枚目が案内図でございます。周囲は、南から北にかけて農振農用地が連担しておりまして、本申請地はその集団の南側の端にございます。また、本申請地は第1種農地に該当すると考えられます。第1種農地における農地転用許可の立地基準の判断につきましては、1種農地の例外規定にございます集落接続に該当すると考えられます。

1枚おめくりいただければと思います。3枚目が公図の写しでございます。図面の中央、赤い色で縁取られている土地が申請地でございます。隣接する土地につきましては、北は市道、東西は畑、南につきましては、公図上では登記地目の畑と記載されておりますが、実際は譲受人の既存の工場用地となっておりまして、現況は宅地でございます。

1枚おめくりいただければと思います。4枚目が土地利用計画図でございます。今回の計画では駐車区画は88台分でございます。安全対策といたしましては、周囲をフェンス及び縁石で囲む計画でございまして、出入り口は北側に2カ所設けるとのことでございます。また、雨水の排水につきましては、浸透アスファルト舗装仕上げにより地下浸透処理を行いまして、そのオーバーフロー分につきましては、南側の既存の工場方向へ排水用の勾配を設けることで既存の工場の敷地内の側溝へ放流する計画でございます。

続きまして、照明設備につきましては、周辺農地への影響を考慮いたしまして、全て申請地の内側に設置し、さらに電灯に専用のフードをかぶせることで照射方向以外、光が漏れないように施工するとのことでございます。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いします。

○会長 ただいま事務局よりナンバー4の説明が終わりました。

それでは、調査班長、報告をお願いします。

○13番井田委員 それでは、報告をさせてもらいます。農地法第5条許可申請審議ナンバー4につい

て、申請人から聞き取りした調査結果について報告いたします。

なお、当日は譲受法人の担当者、代理人の計2名の出席でした。

質問1 申請地には隣接する農地があります。照明設置による害虫の発生や農作物への消毒散布の際に駐車している自動車を汚してしまうようなことが懸念されますので、事前に隣接地の所有者とよく話し合いをしてください。

回答はい。わかりました。

質問2 アスファルトで舗装するとのことですが、雨水の排水はどうされますか。

回答 アスファルト舗装をしますが、浸透性のものを使用しますので、基本的には地下浸透処理になります。

質問3 申請地周辺には小学校があります。工事中及び駐車場として使用開始された際には、通 学中の児童に特に注意してください。

回答 はい。どこからでも駐車場に入れるようにするのではなく、通行経路を会社で指定するなどの安全対策を検討しています。

以上のような質疑応答がありました。

○会長 調査班長の報告が終わりました。それでは、これより審議に入ります。

質疑をお受けします。

特にご意見、異議なければ許可相当としてよいか伺います。

- ○全員 異議なし。
- ○会長 それでは、許可相当とすることにいたします。

次に、ナンバー5に移ります。

それでは、事務局ナンバー5の説明をお願いします。

# ○事務局

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について。

議案書は、同じく16ページの5番でございます。議案書16ページ、5番でございます。

こちら、先ほどの3条の地上権の設定とセットの5条の営農型発電の申請のものでございます。 それでは、議案を読み上げさせていただきます。

5番 契約内容は賃貸借、営農型発電の設置期間が満了するため再設定をしたいという支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置用地の申請でございます。こちらは、3条のほうの申請と同様で一時転用の許可でございますので、転用期間は、平成29年8月23日から平成32年8月22日までの3年間でございます。こちらは、8月23日からというもの、前回、平成26年に1回目の許可を得まして、直ちに許可が平成29年8月22日に消えますことから、新たに更新の申請をお願いするものでございます。また、地積の欄、978平米のうち4.48平米とございますのは、土地の登記の面積は978平米になりますが、そのうちの支柱の部分が、ポールの部分の面積が4.48平米で3筆合わせたポ

ールの面積が6.00平米という形でございます。

それでは、別添農地法5条許可申請審議ナンバー5の資料をご覧いただければと。5条のナンバー5です。

表紙でございますが、真ん中、図面中央、申請地と黄色で少し囲ってありますのが申請地でございまして、県立二葉養護学校から南へ200メートルの距離のところでございます。

1枚おめくりください。案内図及び土地の公図でございます。申請地は、図面変わりまして、右側の着色された箇所が申請地でございまして、西には大きく農振農用地が広がっておりまして、こちらの譲受法人の営農部門の法人が広く農業を行っている地域でございます。こちらは、東端に当たる場所でございますが、農振農用地と一体で扱われまして、こちらは青地ではないのですが、1種農地という形でございます。

1枚おめくりください。土地の公図でございます。3筆ございまして、こちらの状況でございます。

1枚おめくりください。土地の利用計画図でございますが、こちらはホチキスどめしているほうが北となりますので、ちょっと図面の方角が変わります。南北に細長い形状の3筆の土地でございます。こちらは、見ていただきますと、L1とL2という文字が真ん中にあるのですが、太陽光自体は2カ所の設置で分かれております。L1、L2ともにパネル枚数が176枚ということで、計画発電量は57キロワットで、発電量、売買の発電につきましては50キロワット未満の低圧の発電所を2カ所設置している状態でございます。こちら更新の申請でございますので、このまま図面の状態です。現地はパネルが張られている状態となります。

次のページをご覧ください。こちらは、申請地の面積の計算の図面でございます。図面の丸いぽっちが、パネルの中に点があるかとございますが、こちらは支柱の位置を示したものでございます。図面をまた横に見ていただきますと、真ん中辺に合計面積6平米というのがございます。こちらが支柱の本数掛ける1本の支柱の面積0.04平米、こちらを掛けたものが合わせまして6平米が、こちらが占用面積という形でございます。

次のページは、パネルの架台の立面図でございまして、一番低いところでも約2メートルを確保 していますので、農作業等は問題ないかと思われます。

次のページは、夏至、春分の太陽光の当たり方の図面になります。こちらは、参考で見ていただければと思います。

次に営農型発電の下部におけます営農計画書をご覧いただければと思います。こちらは、営農者という欄を見ていただきますと、先ほどの議案書の譲受法人といってまた違う名前が出てくるかと思います。こちらも、議案書に載っておりますのが太陽光を設置している会社でございまして、その同じ系列の会社なのですが、こちらの営農者という、営農計画書に載っています法人が実際下で耕作を行っているのでございます。こちらの土地につきましては、1,436平米、全体の地積があるの

ですが、そちら全体でワラビを作付している状態でございます。

営農計画書を1枚おめくりいただきますと、1年目、2年目、3年目で今後もワラビを通年でやっていくという形になるのですが、収穫につきましては、ワラビにつきましては、4月の後半から大体6月の上旬に収穫いたしまして、そのほかにつきましては、追肥、保全という状態でございます。収穫はこの期間のみでございます。

次に、(3)の機械でございますが、済みません、こちら上の2つの機械につきましては、この全て使っていないということでございますので、営農計画書の上のトラクター2台については、こちらについては使っていないということで削除をお願いいたします。管理機のみでこちらの土地につきましては使っているということでございます。

営農計画書、もう一枚おめくりいただきまして、こちらワラビにつきましても日照量の確保についての内容が書かれています。もともとワラビは、陰性植物であるということから半日陰でも育つよという内容でございます。

また、(3)の下部の農地の単収というものがございます。こちら営農型発電の場合は、更新の際は下部の営農の状況が一番問題となっておりまして、パネル下でないところの作物の8割の品質を落とさないまま収量を確保しなさいよというものが条件でございまして、こちらはクリアできないと更新が難しいという内容でございます。こちら、地域の平均的な単収につきましては、10アール当たり350キログラム、見込んでいるというのが収量が8割の280キログラムということで、地域で平均的な単収の根拠につきましては、こちらの図の右側の記載のとおりでございます。こちらの土地につきましては、年1回報告を受けておりまして、作物状況につきましては、そちらの申請の内容で問題ないというふうに事務局のほうには報告が上がっています。また、事務局も現地に確認して、今まで3年通して、最初の1年目はパネルの設置等もありますので、収穫がなかったのですが、3年目以降はそのような状況でつくると確認しております。

一番最後のページでございますが、こちらパネル下のワラビの生育状況を示した写真でございまして、撮影日がことしの7月23日のものでございます。現在はワラビの収穫がもう過ぎておりまして、そのワラビが伸び切った状態で、このような状態にしているということでございます。

以上、簡単でございますが、資料の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

- ○会長 事務局の説明が終わりました。それでは、調査班長、報告をお願いします。
- ○13番井田委員 報告をさせてもらいます。農地法第5条許可申請審議ナンバー5について、申請人から聞き取りした調査結果について報告いたします。

なお、当日は譲受法人の営農部門の担当者2名の出席でした。

質問1 現地を確認し、ワラビの生育状態もよく、雑草の管理もされていました。今後は、ワラビは1度刈り取りを行ったりするのですか。それとも、自然に枯れるのを待つのですか。

回答 昨年度は刈り取りもしましたが、刈り取ってしまうと雑草も生えてきてしまいますので、 ことしは自然に枯らして、敷きわらのかわりにしていこうと考えています。

質問2 出荷時期は何月ごろですか。

回答 4月から6月ごろまでです。自社の直売所での販売となります。

質問3 当初の許可からどれくらいで収穫ができるようになりましたか。また、収量についても 徐々にふえたりしているのですか。

回答 はい。2年目から収穫できまして、収量も年々ふえてきている状況です。

質問4 肥料は年に何回くらいやられているのですか。

回答 萌芽前の春先と収穫が終わった段階の年2回となります。

以上のような質疑応答がありました。

○会長 調査班長の報告が終わりました。それでは、これより審議に入ります。 質疑をお受けします。

どうぞ。

- ○17番飯塚委員 17番、飯塚です。今回この営農型のシェアリングですけれども、更新に当たってのいろいろこの審議資料を見ても、余り、今まで3年間どんな感じでやられてきたのかとか、詳しい更新するに当たっての資料が、材料が余りに少ないような気がしまして、多分これですと3年前につくったものをそのままつくっている。そのままつくってしまう感じな気がするので。その更新に当たってのいろいろなそういう材料になるものというのは請求したりしないのですか。
- ○会長では、事務局、お願いします。
- ○事務局 こちら営農型太陽光については、基本的には先ほどご説明したとおり、収量の状況を品質を落とさないまま8割の収量を確保すれば更新可能なというものでございまして、今回の更新につきましては、1年目、2年目は、年に1回2月に報告を事務局のほうに上げていただいているのですが、1年目、2年目については収量が少なくて、1年目は本当にパネルを張って土づくりなので何も収量がなかったという報告を受けていまして、2年目につきましても、ワラビがまだ密集が地下茎がまだそこまで行っていないということで、収量については大体11%ですか、8割満たない1割ぐらいで報告を受けています。ことし初めてこのような状態で8割は確保するような収量を得ましたということで、事務局のほうに来ているものが、ちょっとそれにはついていないのですけれども、毎日の出荷したキログラムというのがありまして、大体毎日2キロから4キログラムです。毎日毎日摘んでいるという、これは企業さんの収穫表というものをつけていただいて、事務局のほうに出していただきまして、毎日毎日ちょっとずつ摘んではまちのほうに持っていきましたという、あくまで向こうの提出した資料でしかございませんが、そういったものが提出されております。

また、今後は更新について、ことし初めて更新を、去年の末から出ているのですが、今後につきましては、その資料に出荷の状況の写真と、あとは出荷のもし伝票がありましたら、そういったも

のを求めていきたいなとは考えております。ただし、こちら農林水産省のほうの通知がございまして、そちらにはこの報告書に、ごめんなさい、営農計画書と報告書というのがあるのですけれども、簡単なものしかなくて、それはあくまで8割で出して、収穫ありますよという報告書を出して事務局が現地を見て、それに伴う様子であれば、更新可能ですよという内容でして、出荷伝票とか実際幾らで売ったかとかという、そういったものは基本的には求めないでくださいということは言われています。ただし、高崎市としてもそれでは委員さんにも報告ができませんので、そういったものを今後の更新については求めていくのですが、ちょっと今のところなかなか申請者も農林水産省の通知を見ておりまして、その辺がなかなか周知ができておりませんので、高崎市としてはそういった出荷の伝票とか、あとその出荷の状況、写真、そういったものを今後はつけていただく形で更新をお願いしていくというふうに考えております。

以上でございます。

- ○会長まだ、ある。
- ○17番飯塚委員 ええ。ある程度基準がないとこちらも判断しようがないので、そういった材料だったり、基準だったり、そういったものをある程度、ほかのシェアリングだったりいろいろなあると思うので、公平に全て扱えるような場がないと今後困るのではないかなと思いますので、高崎市独自でもいいので、ある程度このデータだったらこうだねというものをつくっていったほうがいいのではないかなと思います。

以上です。

- ○会長 ほかに。
- ○11番髙田委員 11番髙田ですけれども、今のシェアリングの関係については飯塚さんの考えに同感なのですけれども、ミスプリントのことかなと思っただけなのですけれども、営農計画書の2ページ目に……
- ○会長 2ページ目。
- ○11番髙田委員 ええ、ちょっとミスかなと思ったのが、真ん中辺に利用する農業機械というのがあるのです。ここにヤンマートラクター2台というのがあるのです。26と50というと、50のほうが大きなような感じがするのですが、寸法を見るとひっくり返しなのですけれども、この辺はミスプリかなと思ったのですが。
- ○会長 では、事務局、いいですか。
- ○事務局 こちらのトラクター2台自体がミスプリでございまして、本来これは中身が、トラクター 自体使っていないものになりますので、そのトラクター自体は削っていただきまして、寸法もこれ は誤っておりますが、トラクター自体全部を消していただければと思いますので、よろしくお願い いたします。今後は、事前にこういったものは訂正させて差しかえさせていただければと思います。 よろしくお願いいたします。

- ○会長 よろしいでしょうか。
- ○11番髙田委員 はい。
- ○会長 ほかにはございませんか。
- ○全員 なし。
- ○会長 それでは、ナンバー5については、異議がなければ許可相当としてよいか伺います。
- ○全員 異議なし。
- ○会長 それでは、許可相当とすることにいたします。

ここでちょっと一旦休憩を入れます。まだ、一括案件がありますので、25分にまた再開しますので。では、ちょっと休憩します。

休憩

再 開

○会長 それでは、再開いたします。

それでは、これより一括審議に入ります。

それでは、事務局、説明をお願いします。

#### ○事務局

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について。

6番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅 を建築したいという一般住宅の申請でございます。

7番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅 を建築したいという一般住宅の申請でございます。

- 8番 契約内容は使用貸借、長男と共有で自己用住宅を建築したいという分家住宅の申請でございます。
- 9番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが手狭なため申請地を祖父より借り受けて住宅を建築したいという分家住宅の申請でございます。

10番 契約内容は売買、借家住まいをしているが手狭なため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。なお、こちら雑種地144平米と一体利用でございます。また、こちら先にご審議いただきました計画変更ナンバー1の関連案件でございます。

11番 契約内容は賃貸借、交通量が多く集客の見込める申請地を借り受けてコンビニエンスストアを建築したいというコンビニエンスストアの申請でございまして、宅地947.32平米、雑種地914 平米と一体利用の計画でございます。

12番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが手狭なため申請地を父より借り受けて住宅を建築したいという分家住宅の申請でございます。

13番 契約内容は使用貸借、妻が所有する申請地に娘と共有で住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。なお、宅地274.30平米と一体利用の計画でございます。

14番 契約内容は売買、資材置き場が不足しているため申請地を買い受けて使用したいという露 天資材置き場の申請でございます。

15番 契約内容は売買、庭用地として利用している申請地が農地法上の許可を得ていないことが 判明したため是正したいという庭用地の申請でございまして、宅地235.40平米と一体利用となって おります。

16番 契約内容は売買、借家住まいをしているが手狭なため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

17番 契約内容は売買、借家住まいをしているが手狭なため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

18番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが手狭なため申請地を両親より借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

19番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

20番 契約内容は使用貸借、妻の実家で生活しているが手狭なため申請地を妻の父より借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

21番 契約内容は売買、実家住まいをしているが手狭なため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。なお、こちらの案件につきましては、先にご審議いただきました議案書3ページ、ナンバー2が関連案件でございます。

22番 契約内容は使用貸借、実家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を義母より借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

23番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

24番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

25番 契約内容は使用貸借、実家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を祖母より借り受けて住宅を建築したいという分家住宅の申請でございます。

26番 契約内容は売買、資材置き場及び駐車場が不足しているため申請地を買い受けて使用したいという露天資材置き場及び露天駐車場の申請でございます。

27番 契約内容は使用貸借、食品加工業を営んでいるが工場の拡張に伴い隣接する自宅を取り壊すため代替地として申請地に農家住宅及び農業用倉庫を建築したいという農家住宅及び農業用倉庫の申請でございます。なお、雑種地20平米と一体利用の計画でございます。

28番 契約内容は使用貸借、結婚を機に自己用住宅を持ちたく実家に隣接する申請地を父より借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。また、農地種別区分1種とありますが、こちらは集落接続に該当する許可要件のある案件となります。

29番 契約内容は売買、借家住まいをしているが手狭なため職場と実家の中間点である申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

30番 契約内容は売買、借家住まいをしているが手狭なため生活圏の変わらない申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

31番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく実家近くの申請地を 父より借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。また、こちらも農地種別 区分1種とありますが、1種農地で集落接続に該当する案件で許可要件を満たすものでございます。

32番 契約内容は売買、申請地を共有の通路用地として使用したいという通路用地の申請でございまして、こちら用途指定区分の第1種中高層住居専用地域でございます。また、関連案件といたしまして、次のナンバー33番が関連案件でございます。

33番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございまして、こちらにつきましても、用途指定区分の第1種中高層住居専用地域でございます。また、関連案件といたしまして、前のナンバー32番が関連案件でございます。

34番 契約内容は売買、自宅に隣接する申請地を買い受けて物置を建築したいという宅地の敷地 拡張の申請でございまして、宅地222.74平米と一体利用の申請でございます。

35番 契約内容は売買、不動産業を営んでおり入居の需要が見込まれる申請地を買い受けて集合住宅を建築したいという集合住宅の申請でございます。なお、用途指定区分は第1種中高層住居専用地域でございます。また、一体で造成を行う計画であることから、次のナンバー36を関連案件とさせていただいております。

36番 契約内容は売買、不動産業を営んでおり入居の需要が見込まれる申請地を買い受けて集合住宅を建築したいという集合住宅の申請でございます。なお、こちらも第1種中高層住居専用地域でございます。また、一体で造成を行う計画であるところのナンバー35が関連案件となります。

37番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

38番 契約内容は売買、庭として使用している申請地が農地法の許可を得ていないことが判明したため是正したいという宅地の敷地拡張の申請でございます。なお、宅地336.04平米と一体利用でございます。

39番 契約内容は売買、借家住まいをしているが手狭なため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

40番 契約内容は使用貸借、実家暮らしをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を親族より借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。こちらにつきましては、用途指定区分の第1種中高層住居専用地域でございます。

41番 契約内容は売買、事業拡大に伴い会社に近接する申請地を買い受けて資材置き場として利用したいという露天資材置き場の申請でございます。

42番 契約内容は売買、事業拡大に伴い会社に近接する申請地を買い受けて資材置き場として利用したいという露天資材置き場の申請でございます。こちらの案件につきましては、関連案件といたしまして、ご審議いただいた計画変更申請、議案書4ページ、ナンバー3番が関連案件でございます。

以上、農地法第5条の規定による許可申請一括案件につきましては、37件でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長 ただいまナンバー6からナンバー42まで事務局より説明が終わりました。それでは、これより審議に入ります。

質疑をお受けします。

特にないですか。

- ○全員 なし。
- ○会長 よろしいでしょうか。
- ○全員 異議なし。
- ○会長 それでは、許可相当とすることにいたします。

続きまして、議案第5号 特定農地貸付計画について。

特定農地貸付計画変更の承認申請が、次のとおりあったので審議を求めます。

それでは、事務局、説明お願いします。

○事務局 議案書は、27ページ、1番でございます。本案件につきましては、議案書の説明に入る前に、まず特定農地貸付計画について、先にご説明させていただきます。

特定農地貸付計画は、農家でない方が農業体験をするため、農地所有者から市町村または農業公社が特定の貸付規定に沿って農地を借り受けて、市民農園として農家以外の方に提供する営利を目的としない農地の貸し付け形態でございます。今回の案件につきましては、1度承認を得た市民農園の一部が宅地に転用されるため、その部分について市民農園の面積を縮小する計画変更でございます。また、この面積の変更をする際には農業委員会の承認が必要であるため、今回の総会にてご審議を求めるものでございます。

それでは、議案書の内容に入ります。

1番 当初の承認面積につきましては、畑699平米ほか4筆の計1,705平米でございまして、変更 理由といたしましては、市民農園地内の一部を住宅に転用するためとのことでございます。 以上、特定農地貸付計画の変更につきましては、1件でございます。ご審議、ご承認のほどよろ しくお願いいたします。

- ○会長 事務局の説明が終わりました。それでは、これより審議に入ります。 質疑をお受けします。
- ○全員 異議なし。
- ○会長ございませんか。それでは、承認することにいたします。

次、議案第6号 高崎市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針について。

高崎市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針について、次のとおり審議を求めます。

それでは、事務局、説明お願いします。

○事務局 それでは、お手元の別紙、高崎市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針の ほうをご覧ください。

ご説明申し上げます。昨年4月1日に施行された改正農業委員会法では農地利用の将来ビジョンを描くものとして、各農業委員会において農地等の利用の最適化の推進に関する指針の策定に努めなければならないとされました。当農業委員会においても、今後取り組んでいく農地等の利用の最適化の推進に向けての活動のよりどころとなるものとして指針を定めたくご提案させていただくものでございます。朗読してご説明申し上げます。

平成29年8月4日。高崎市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針。高崎市農業委員会会長、今井碘。

第1 基本的な考え方。

高崎市においては、平地と中山間地域が混在しており、それぞれの地域によって農地の利用状況や営農類型が異なっており、地域の実態に応じた取り組みを推進し、それに向けた対策の強化を図ることが求められている。

平地では土地利用型の稲作が盛んなことから、担い手への農地利用の集積・集約化においては、 農地中間管理事業を活用しながら取り組んでいく必要がある。一方、中山間地域では、有害鳥獣に よる被害の増加や果樹栽培農家の高齢化に伴う樹園地の遊休農地化が懸念されていることから、そ の発生防止・解消に努めていかなければならない。

以上のような観点から、地域の強みを活かしながら、活力ある農業・農村を築くため、農業委員会等に関する法律第7条第1項の規定に基づき、農業委員と農地利用最適化推進委員が連携し、担当区域ごとの活動を通じて「農地等の利用の最適化」が一体的に進んでいくよう高崎市農業委員会の指針として、具体的な目標と推進方法を以下のとおり定める。

2ページをご覧ください。

第2 具体的な目標と推進方法

- 1 遊休農地の発生防止・解消について
- (1) 遊休農地の解消目標

管内の農地面積、遊休農地面積、遊休農地の割合の順に申し上げます。

現状、6,410~クタール、228~クタール、3.6%。

- 3年後の目標、6,410~クタール、129~クタール、2.0%。
- (2) 遊休農地解消の発生防止・解消の具体的な推進方法
- ① 農地の利用状況調査と利用意向調査の実施について

ア 推進委員の地区担当制に基づき農家との意思疎通を図るとともに、農業委員と連携した農地利用状況調査(以下「農地パトロール)という。)と農地利用意向調査を実施する。

なお、従来から日常的に農地パトロールの中で行っていた、違反転用の発生防止、早期発見等、 農地の適正な利用の確認に関する現場活動については、農地パトロールの時期にかかわらず、適宜 実施する。

イ 農地の利用意向調査は、推進委員が農業委員と連携して行う相談活動の一環として、主に戸別 訪問により利用意向の確認を行う。

ウ 農地パトロールと利用意向調査の結果は、速やかに「農地情報公開システム(全国農地ナビ)」 に反映し、農地台帳の公表の迅速化を図る。

② 農地中間管理機構との連携について

利用意向調査の実施の際に、農地中間管理機構の活用を促進する資料を同封することにより、農地中間管理機構の活用意向の拡大を図る。

利用意向調査の結果を受け、農家の意向を踏まえた農地中間管理機構への貸付手続きを行う。

また、農地の相続届出の案内の際に農地中間管理機構の活用について言及し、リーフレット等の 窓口での配布や設置をするなど、届出時に農地中間管理機構の活用についてPRを行う。

③ 非農地判断について

農地パトロールの中で、B分類(再生利用困難)に区分した農地については、現況に応じて積極的に「非農地判断」を行う。

- 3ページをご覧ください。
- 2 担い手への農地利用の集積・集約化について
- (1) 担い手への農地利用集積目標

管内の農地面積、集積面積、集積率の順に申し上げます。

現状、6,410~クタール、890~クタール、13.9%。

- 3年後の目標、6,410~クタール、1,544~クタール、24.1%。
- (2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法
- ① 「人・農地プラン」の作成・見直しについて

農業委員会として、地域ごとに人と農地の問題解決のため、「地域における農業者等による協議の場」を通じて、認定農業者等の中心的経営体を決め、それぞれの農業者の意思と地域の資源に照らした実現可能性のある「人・農地プラン」の作成と見直しに高崎市と共に取り組む。

② 農地中間管理機構との連携について

農業委員会は、高崎市、群馬県農地中間管理機構、農協等と連携し、(ア)農地中間管理機構に 貸付けを希望する復元可能な遊休農地、(イ)経営の廃止・縮小を希望する高齢農家等の農地のリ スト化を行い、「人・農地プラン」の作成・見直しを高崎市と共に取り組み、農地中間管理事業の 活用を検討するなど、農地の出し手と受け手の意向を踏まえたマッチングを行う。

③ 農地の利用調整と利用権設定について

農地の利用調整については、管内の地域の農地利用の状況を踏まえ、担い手への農地利用の集積が進んでいる地域では、担い手への意向を踏まえた農地の集約化のための利用調整・交換と利用権の再設定を推進する。

④ 農地の所有者等を確知することができない農地の取り扱い

農地の所有者等を確知することができない農地については、農業委員会の公示後、群馬県知事の 裁定で農地中間管理機構が利用権設定を行うことができる制度を活用し、農地の有効利用に努める。

4ページをごらんください。

- 3 新規参入の促進について
- (1) 新規参入の促進目標

新規参入者数(個人)と新規参入者数(法人)で申し上げます。

現状、4人、ゼロ法人。

- 3年後の目標、8人、2法人。
- (2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法
- ① 関係機関との連携について

群馬県・群馬県農業委員会ネットワーク機構、群馬県農地中間管理機構と連携し、管内の農地の借入れ意向のある認定農業者及び参入希望者(法人を含む。)を把握し、必要に応じて現地見学や相談会を実施する。

② 新規就農フェア等への参加について

高崎市、農協等と連携し、新規就農フェア等に積極的に参加することで情報の収集に努め、新規 就農の受入れとフォローアップ体制を整備する。

③ 企業参入の推進について

担い手が十分いない地域では、企業も地域の担い手になり得る存在であることから、積極的に企業の参入の推進を図る。

④ 農業委員会のフォローアップ活動

農業委員及び推進委員は、新規参入(法人を含む。)の地域の受入条件の整備を図るとともに、 後見人等の役割を担う。

以上が指針の案となっております。なお、この指針につきましては、推進委員の委嘱後、速やかに定めることが適当とされていることから、本日の総会にご提案させていただくものでございます。 よろしくご審議いただき、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○会長 事務局の説明が終わりました。それでは、これより審議に入ります。

質疑をお受けします。

特にございませんか。この指針でよろしいでしょうか。

- ○全員 異議なし。
- ○会長 それでは、決定することにいたします。

次に、報告事項に入ります。

報告事項、第1号から第4号まで、事務局、報告をお願いします。

# ○事務局

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出受理について。

1番 転用目的は貸駐車場、用途指定区分は第1種中高層住居ほか1件につきまして、計2件の届け出につきまして書類審査し、適法であったため受理をいたしました。

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出受理について。

1番 契約内容は売買、転用目的は露天駐車場、用途指定区分につきましては第1種住居でございまして、ほか36件、計37件の届け出につきまして書類審査し、適法であったため受理をいたしました。

報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について。

1番 契約内容は賃貸借、申請の理由につきましては合意解約ほか4件、計5件の通知につきまして書類審査し、適法だったため受理をいたしました。

報告第4号 農地法第4条及び第5条の規定による転用許可専決処分について。

1番から4番までにつきましては、前の部会におきまして審議、許可相当とした案件でございます。1番と2番につきましては、これは6月の農地部会におきまして許可相当としたものでございまして、開発指導課との調整のため許可書の交付を遅らせていたものでございます。

あと、済みません、1番につきましてちょっと訂正がございました。1番の許可日がちょっと誤りがございまして、訂正をお願いいたします。

1番の欄の上に、平成29年7月24日と許可日がございますが、正しくは平成29年6月23日でございました。許可日が、平成29年6月23日が正しいものでございます。申し訳ございませんでした。

1番につきましては、開発指導課との調整がつきましたので、平成29年6月23日に許可書を交付させていただきました。

また、2番につきましても、開発指導課のほうの調整が整いましたので、6月27日に許可書の交付をしました。

また、3番、4番につきまして、こちらは5月の農地部会で許可相当とした案件でございましたが、開発指導課との調整が長引きまして、こちらにつきましては7月3日に調整が整いましたので、同意で案件を報告しました。

最後になります。5番等は先月の農地部会、7月の農地部会のほうで許可相当としたもののうち 4条が8件、5条が33件でございました。こちらは、他法令、また開発指導課との調整が整いまし たので、7月22日付で許可書を交付いたしました。

以上で報告を終了いたします。

○会長 ご苦労さまでした。

それでは、その他という件なのですけれども、事務局のほうから皆さんのほうに何かあるようでしたら。

はい。

○事務局 営農型の太陽光の基準ということで、先ほど下に行ってもう一回資料を見直してきたのですが、やはり先ほどもちょっと私がお話ししたとおり、現場の報告書が結構簡易なものでございまして、高崎市で基準をつくって申請者に対して細かなものを求めていくというのは実質ちょっと難しいというふうに、前も県のほうに確認して回答をいただいておりました。こちらにつきましては、基本的にはパネル下の太陽光の下の営農がちゃんとされていれば、基本的には更新してよろしいという内容のものでございまして、こちらについては、推進委員さんと、また農業委員皆様につきましては、近くの、シェアリングのまた更新の案件が出ましたら、また逐次、あと新規の申請等もありましたら、そちらについては地元の農業委員さん、推進委員さんに営農状況を確認いただいて、事前協議、またこの総会の場でまた報告をいただくような形しかないのかなというふうに考えております。

また、更新につきましては、個別の現地調査より執り行われておりますので、調査班の各委員さんにつきましては、その場で質問をかけていただきまして、その内容から、基準として8割を満たしてというのは、8割というのが結構曖昧なのです。何をもって8割かというのは表記にないのです。実際出荷しましたというものは出てくるのですが、あくまでそれは申請者側からの報告でありまして、実際現地を見て、では何をもって8割かというのは、こういうふうに事務局と、あと皆さんのほうに見てもらってもわかるかと思うのですが、何をもって8割というのは、やっぱり厳密的なものがないのです。なので、そちらについては、やはり厳密的なものでやっぱり、なるべく事務局といたしても、先ほど言ったとおり、皆さんの参考になるような資料は求めていきたいとは思うのですが、ちょっとそちらも求められ、厳密に絶対出しなさいよと言われて、農地法上の何か言えないことになっていますので、皆さん地元でのちょっと監視の目というか、そういったものを強化

していただければと思います。

申しわけございませんが、よろしくお願いします。

- ○会長 では。
- ○事務局 よろしいですか。
- ○会長 はい。
- ○事務局 ちょっと今、竹内係長も踏み込んだのですけれども、少々補足させていただければ。農林 水産省が地域の平均的な単収が8割でいいという、それも許可しようと、いいよと言っているから には、申しわけないのですけれども、竹内係長が言ったように基準をつくることは大変難しいと。 また、同様に簡単に申し上げますと、では、可能な限り、事務局でも求めるつもりですけれども、 出荷伝票等どうですかという場合には出て、もし出てこないからといって不許可にすることは竹内 係長が言ったようにできないと。農地法、ですから、この審議もそうなのですけれども、あくまで も法にのっとった書類に従って転用許可の審議を行って許認可を行うという作業の中で、この基準 を高崎市が独自に例えば設けて法律以上の、あるいは法律以下の基準でもどちらでも問題なのです けれども、それに従って許認可を独自で日本中で高崎市だけという許認可というのは、現実的では ないのではないのかなと私は考えます。

この件は、やはり竹内係長が申し上げたとおり、途中の中間報告、また3年に1度の営農計画書等による法にのっとったその書類に従って審査をして、審議を進めていくというのが基本的なものでございます。ただし、では、だからといって、途中は何でもいいのかと、またこのシェアリングについては、営農型の発電設備を設置して営業利益を得ながら、しかも下を農地で使っているから、農地上は農地だよということですので、途中何でもいいという評価には、係長が言ったようにいいわけではないので、その地域の農業委員さんにおかれましては、シェアリングがある地区、地域、あるいはたしか農業委員会でこんなこと言っていたなというので、お立ち寄りの際には注視していただいて、それでまた事務局でも見て回るのですけれども、やはりその中で注視していただいて、その中で問題があれば、またこちらのほうでもそういった申請人に対して意見を言っていくということで考えていきたいと思っております。

以上でございます。よろしくお願いします。

- ○会長 今の説明は、飯塚委員さんの質問に関しての事務方の説明だったのですけれども。 よろしいでしょうか。
- ○全員 はい。
- ○会長 皆さんほうからご質問等ありませんか。
- ○全員 なし。
- ○会長 きょうは、調査案件が多くて、えらい時間がかかって皆さんお疲れだと思うのです。ご苦労 さまでした。

# ◎閉会の宣告

○会長 それでは、以上をもちまして第2回農業委員会総会を終了いたします。 ご苦労さまでした。

午後 4時03分 閉会